

# かしこしかの消費生活講座

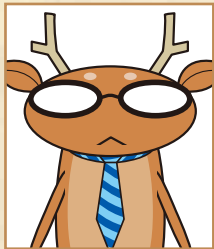
みんなで作ろう  
消費者市民社会!

## 消費者市民社会とは

消費者みずからが、経済・社会・環境などに与える影響を理解し、消費行動を通して社会変革を実現できる社会のこと。  
また、持続可能な社会の必要性に気がついたり、消費生活の改善や問題解決のために行動し、社会の形成に積極的に参画する社会のこと。

- ◎ 製品事故(リコール情報)
- ◎ 食品表示
- ◎ 環境について

私が  
やさしくかしく  
教えます!



### ■ 消費者教育PRキャラクター「かしこしか」

北海道の消費者教育の啓発に使命感を感じ、立ち上がった賢い鹿。  
妻と2匹の子どもがいる一家の大黒柱。  
座右の銘は「鹿を追う者は山を見ず」※  
※注釈：一つのことばに夢中になっている者は、周りを顧みる余裕がないということ。  
また、利益を得ることに熱中している者が道理を見失うたとえ。

詳細は  
裏面へ!

北海道立消費生活センター 相談専用電話 ☎050-7505-0999 相談受付時間 平日/9:00-16:30

消費者ホットライン ☎0570-064-370 全国共通の電話番号「消費者ホットライン」では、お住まいの市町村など、お近くの消費生活相談窓口をご案内します。

ゼロ・ゴー・ナナ・ゼロ 守ろうよ、みんなを

# 目指せ！かしこい消費者

一人一人が知識や情報を身につけて、消費者として考えて行動することによって、持続可能な未来を作っていくこうとする社会。それが消費者市民社会です。みんなが安心して暮らしていける社会を作っていきましょう！

知ったもん勝ちです



今使っているその製品、ほんとうに安全ですか？



製品に欠陥などがあり、事業者が無料で実施する回収・修理・交換のことをリコールといいます。

知らずに使い続けて、発火や感電などの事故につながってしまうことが多いのは知っていますか？

外見からは問題がないように見えても、部品などの劣化で事故がおこる可能性もあります。長期使用する製品（ふろがまや給湯器など）に関しては点検制度が設けられていたり、事故件数が多い製品（扇風機やエアコンなど）は長期使用時の注意喚起を促す表示が義務付けられています。まめにリコール情報を確認したり、長年使用している製品は点検・清掃を行うなどの習慣を身につけましょう。

また、使用する際は保証期間や取扱方法、相談窓口に関する情報を確認する他、製造業者に所有者を登録することも大切です。

■経済産業省 製品安全ガイド

[http://www.meti.go.jp/product\\_safety/](http://www.meti.go.jp/product_safety/)

■消費者庁 リコール情報サイト <http://www.recall.go.jp/>

いつも食べているその食品、どのようなものか知っていますか？



みなさんは食品表示をしっかりとみながら買い物をしていますか？

食品表示には消費・賞味期限、原材料原産地、アレルギー物質、遺伝子組み換え物質の使用状況などがあります。食品表示は、食品の安全性の他、購入するときに正しく内容を理解して選択したり、適正に使用したりするための重要な情報がつまっています。

アレルギーを含む食品の表示は義務付けられているので、原材料名をしっかりとチェックしましょう。

また、栄養成分表示は栄養成分の過不足の確認にも役立ちます。健康や栄養を考えて食品を選ぶとき大事な目安となるのも食品表示です。

なお、「カロリーオフ」や「ノンカロリー」などの強調表示は一定のルールがありますので、正しく理解して、適切な食品選択をするようにしましょう。

■消費者庁 食品表示に関するパンフレット・Q&A・ガイドライン等

<http://www.caa.go.jp/jas/hyoji/qa.html#m01>

地球や環境について、考えていますか？



日本でまだ食べられるのに捨てられている食べ物（食品ロス）は年間500万トン〜800万トンといわれています。

これは世界中で飢餓に苦しむ人々へ向けた世界の食料援助量（年間約390万トン）を大きく上回る量で、この約半数は家庭から出たものといわれています。

日本の食料自給率は39%。食べ物を輸入してまで捨てているという現実を知り、食品を買いすぎないなど身近なところから食品ロスを減らす習慣をつけましょう。（出典：政府広報オンライン）

また、こんにちフェアトレード商品に注目があつまっています。フェアトレード（公平な貿易）は途上国の生産者の自立を促すほか、環境に配慮した生産や商品取引を行っています。なるべく自然に負担をかけない方法で生産されたものが多く、これらの商品を積極的に購入することによって、環境にもプラスになります。身近なことから環境にやさしい暮らしを実践し、持続可能な社会を作り上げましょう。

■消費者庁 食べもののムダをなくそうプロジェクト

[http://www.caa.go.jp/adjustments/index\\_9.html](http://www.caa.go.jp/adjustments/index_9.html)

悪質商法などの消費者トラブルにこあつたら迷わず相談！

相談し情報を伝えることで、あなたひとりだけではなく、同じ被害にあうかもしれない人を救うことに繋がります。

北海道立消費生活センター 相談専用電話 ☎050-7505-0999 相談受付時間 平日/9:00-16:30

消費者ホットライン ☎0570-064-370

ゼロ・ゴー・ナナ・ゼロ 守ろうよ、みんなを

全国共通の電話番号「消費者ホットライン」では、お住まいの市町村など、お近くの消費生活相談窓口をご案内します。